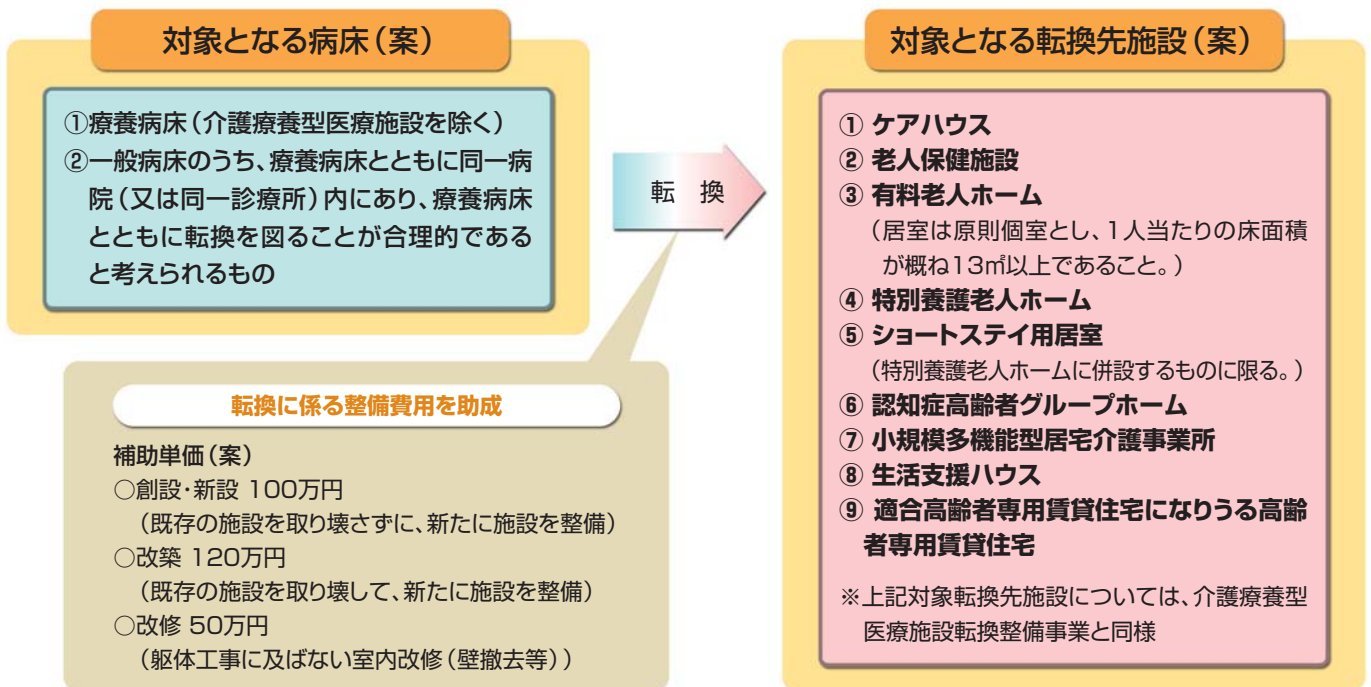


# 病床転換助成事業の概要

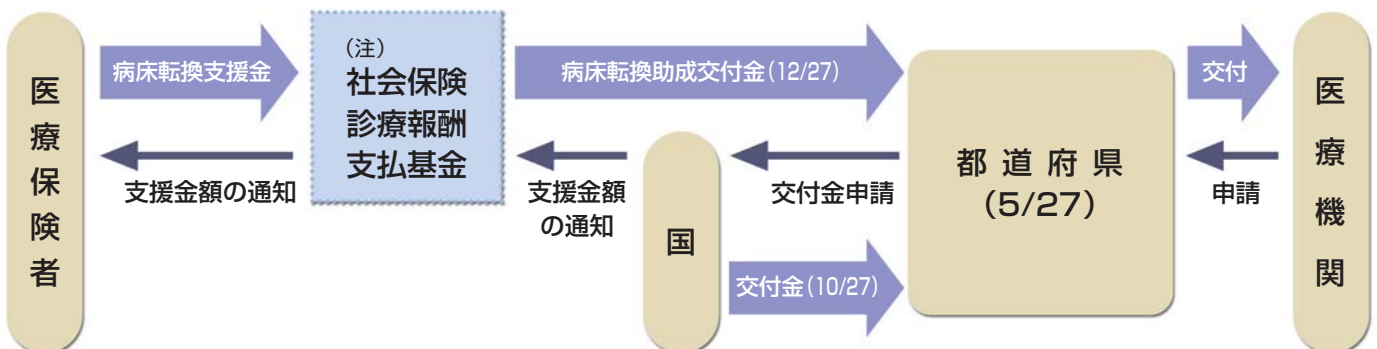
## (医療療養病床からの転換に対する助成)

療養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある医療機関が療養病床(医療保険適用)から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を都道府県から助成します。(平成20年度～平成24年度)

○費用負担割合 …… 国：都道府県：保険者＝10：5：12



### 病床転換助成事業の流れ



(注) 支払基金は、医療保険者から病床転換支援金を徴収し、都道府県に対して病床転換助成交付金を交付

# 転換時の改修等に関する 特別償却制度(法人税)の概要

療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合、その年度の法人税について特別償却(基準取得価額の15%)できる措置を創設し、税負担を軽減します。

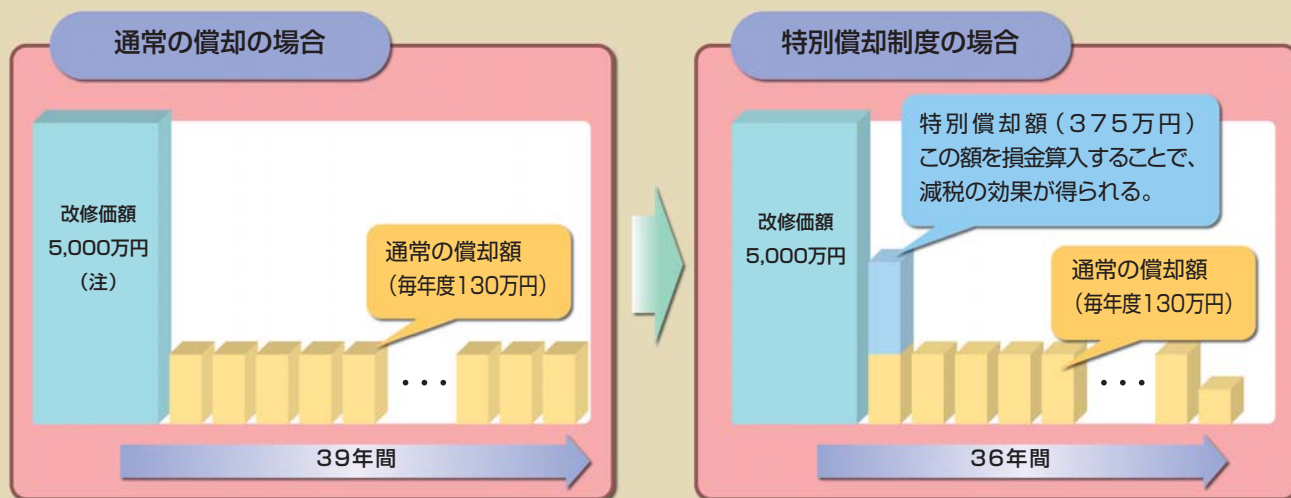
【平成19年4月から平成21年3月まで】

※老人保健施設等：老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホーム(居室は原則個室とし、1人当たりの居室面積が13㎡以上であるもの)、  
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

※基準取得価額：取得価額の50/100

## (例) 改修額5,000万円の場合

- 改修年度において、通常の償却額に特別償却額375万円を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減。
- 償却期間が短くなる(39年→36年)ことで、投下資本の早期回収を図ることが可能。



(注)平成19年度税制改正により残存価額が廃止され、平成19年4月1日以降に改修等を行った場合には、耐用年数経過時に1円(備忘価額)まで償却できる。